## 外国法制・実務

# ベトナムの判例についての覚書(1) -判例制度の現状と今後の課題-

JICA長期派遣専門家 弁護士 枝 川 充 志 国際協力部教官 黒 木 宏 太

#### 第1 はじめに

2015年12月、ベトナムで初めてとなる「判例」制度が導入されてから、5年超が経過した。

導入の経緯等については、過去の長期派遣専門家のICD NEWS¹に詳しいが、要するに、ベトナムの最高人民裁判所が、2020年までの司法改革戦略の一つとして、裁判実務の経験を総括し、法令の統一適用を案内し、判例の選定を促進し、判例制度を発展させると決定したことに端を発する。最高人民裁判所は、この判例制度に関する業務についての法的根拠を設けるために、2015年、「判例の選定、公布及び適用の手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決²」(以下「判例手続議決」という。)を制定した。判例手続議決は、判例の概念、判例選定基準、審理の際に判例を適用する原則を明確化しつつ、精査→発見→提案→判例の採択というような判例公布の手続を定めたものである。

ところで、ベトナムの判例制度について、2021年2月から、筆者ら(枝川、黒木)を中心として、下記のとおり全5回にわたり、各回につき $1\sim2$ 件の判例を検討する判例勉強会 $^3$ を開催した。

第1回 2021年2月25日:民事1件(判例18<sup>4</sup>:土地返還),刑事1件(判例35:殺人)

第2回 同年3月25日:民事1件(判例15:土地返還),刑事1件(判例28: 殺人)

第3回 同年4月22日:民事1件(判例21:賃貸借).刑事1件(判例19:横

「 酒井直樹・鎌田咲子「ベトナム判例制度の実情及び展望」ICD NEWS第73号(2017年12月号)29頁 以下を参照されたい。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 2015年10月28日付議決03/2015/NQ-HÐTP号。2015年12月16日施行。本議決の仮訳については、JICAベトナム六法(https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html)又は法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイト(http://www.moj.go.jp/housouken/houso\_houkoku\_vietnam.html)をそれぞれ参照されたい。

教筆時点での構成員は、JICAベトナム長期派遣専門家(横幕孝介専門家、渡部吉俊専門家、枝川)、プロジェクト現地事務所のスタッフ(マイ・ティ・フォンさん、ホ・タイン・トゥイさん)、JICA本部(玉垣正一郎特別嘱託)、国際協力部のベトナム担当教官(庄地美菜子教官、河野龍三教官、曽我学教官、尾田いずみ教官、黒木)、さらには、JICAラオス長期派遣専門家(前田佳行専門家、入江克典専門家、鈴木一子専門家)である。オンラインを利用して、ベトナム⇔ラオス⇔日本と、国を越えて、勉強会が開催できている。新型コロナウイルス禍の状況がポジティブに作用した好例といえる

領)

第4回 同年6月1日: 労働1件(判例20: 試用期間満了)

第5回 同年7月6日:判例(7,17,33)を引用した下級審裁判例(民事2件, 刑事1件)

本稿は、これらの判例勉強会の成果を報告するものである。

今回は、判例制度が導入されてから5年超が経過したこともあり、導入以降の判例制度の状況について、2021年4月22日付最高人民裁判所報告書「2016年~2021年段階における判例の発展に係る任務遂行状況」(以下「最高人民裁判所総括報告書」という。)をもとに、概観することとしたい。

## 第2 判例制度の現状

導入時においても、ベトナムの判例の選定手続がかなり「重い」ことが指摘されていた<sup>5</sup>。この点を中心に、ベトナムの判例制度の導入時以降の状況を説明する。

1 判例手続議決とその改正

上記のとおり、最高人民裁判所は、2015年、判例手続議決を制定した。本議決に基づいて、最高人民裁判所裁判官評議会は26件の判例を発行した(内訳は、刑事判例4件、民事判例13件、経営・商事判例6件、労働判例1件、民事訴訟に関する判例1件、行政訴訟に関する判例1件である。)。

しかし、判例手続議決の施行後、様々な問題が発生した。例えば、判例候補を提案 するための精査や発見に関する手続が多くのステップを含むため、非常に時間がか かってしまい、判例の発行が遅れた。また、このような「重い」手続に対する、例外 的な略式手続についても規定はなかった。

そこで、採択・公布される判例の件数及びその質を向上させるために、2019年、判例の選定手続を簡略化するなどした改正判例手続議決を制定した<sup>6</sup>。最高人民裁判所総括報告書によれば、主たる改正点は、次のとおりである。

- ・ 判例候補を提案するための判決の精査・発見は、県級人民裁判所にも委ねられることとなった。これまで、省級人民裁判所の長官が、①自らの裁判所、②土地管轄の範囲に属する各県級人民裁判所における各判決を精査・発見するとされていたのを変更したものである。
- · 省級人民裁判所, 高級人民裁判所による判例候補の提案については, 当該裁判 官評議会の意見が不要になった。
- ・ 判例諮問評議会の意見聴取の方法を多様化させ、会合の場で意見聴取又は書面 での意見聴取ができるようになった。これまでは、会合を組織し直接討議するこ とのみとなっていたのを変更したものである。
- ・ 判例の選定、採択に関する略式手続を取り入れた。略式手続に基づいて、最高

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 前掲注1の酒井・鎌田「ベトナム判例制度の実情及び展望」32頁参照。

<sup>6 2019</sup>年6月18日付議決04/2019/NO-HÐTP号。仮訳については、前掲注2参照。

人民裁判所裁判官評議会は,①最高人民裁判所裁判官又は高級人民裁判所の裁判官委員会によって提案された判例の草案,②最高人民裁判所裁判官評議会によって監督審・再審を行う際に選定された判例の草案を採択することができる。これまでと異なり,各裁判所,専門家,学者,実務者,他の機関,組織,個人,判例諮問評議会の意見を聴取しないにもかかわらず,このような採択ができることになった。

## 2 改正判例手続議決後の判例の選定状況

最高人民裁判所は、改正判例手続議決における手続に基づいて判例を選定した。その結果、略式手続で5件(刑事判例2件、民事判例1件、民事訴訟に関する判例1件、行政訴訟に関する判例1件を含む。)、通常手続で判例12件(刑事判例1件、民事判例9件、経営・商事判例2件を含む。)を採択した。そのため、2021年8月現在、公布済みの判例の総数は43件になった(刑事判例7件、民事判例23件、経営・商事判例8件、労働判例1件、民事訴訟に関する判例2件、行政訴訟に関する判例2件である。)。

## 3 判例の公開

2016年10月,最高人民裁判所の判例専用ホームページが開設された。判例専用ホームページは、判例に関するニュース、イベント、判例候補を提案するための判決・決定、判例の草案、公布済みの判例を適時に掲載している<sup>7</sup>。

判例は、公布された後、人民裁判所雑誌、最高人民裁判所の公式ホームページ、判例の専用ホームページに掲載された。また、裁判官が適時に判例の内容を研究し、適用するために、各裁判所にも送付された。

最高人民裁判所総括報告書によれば、最高人民裁判所は、発行された判例の内容に加えて、豊富な実務の経験を持つ裁判官と専門家の評論を加えて、「判例及び評論<sup>8</sup>」の3巻を刊行した。「判例及び評論」の刊行は、裁判所による裁判実務において判例の運用を円滑にさせ、裁判所の活動に関心を持つ方々にとっては判例の簡易な入手に寄与し、教育や研究活動の参考文献となっている<sup>9</sup>。

### 4 判例の引用,適用

判例を引用し、適用した各裁判所の判決等の数は、最高人民裁判所総括報告書によれば2016年3月時点では365件であったが、2019年12月時点では602

 $<sup>^7</sup>$  判決・決定の公開に関する  $2\ 0\ 1\ 7$  年  $3\$ 月  $1\ 6$  日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第03/2017/NQ-HÐTP 号参照(日本語訳無し)。

<sup>\*</sup> ベトナム語の表記は「Án lệ và Bình luận」である。本稿執筆時点で3巻まで公刊(非売品)され、1巻には判例1から16まで、2巻には判例17から29まで、3巻には判例30から39までが、それぞれ所収されている。判例40以降は脱稿時点で未刊。「判例及び評論」は、各判例につき、「I. 判例に関連する法律上の規定」「II. 判例公布の必要性」「II. 判例の内容」という構成からなっている。「II. 判例公布の必要性」に、判例の選定理由が記述されている。

なお、1巻の巻頭言には「最高人民裁判所は、裁判所の裁判実務を行う過程で判例を順調に研究・調査・適用するために;裁判所の業務に関心のある機関、組織、個人が、発行された判例に容易にアクセスできるように支援するために;機関、組織、個人の教育活動、科学的な研究のための参考となる源を創造するために、発行された判例及び判例の評論に関する『判例及び評論』を作成した。」(グエン・ホア・ビン最高人民裁判所長官)として、「判例及び評論」の意義が記載されている。

<sup>&</sup>lt;sup>う</sup> 最高人民裁判所では,教科書「Án lệ và thực tiễn xét xử」(判例及び裁判実務)を発行している。

件,2021年4月現在においては,1021件と着実に増加している。多くの場合,判例を引用した裁判例では,判例の番号,判例の内容を有する判決・決定の番号が記されている。

この点については、実際に判例を引用した裁判例を分析した上で、次号以降で詳しく述べることとする。

#### 5 書式の作成. 研修. 表彰

最高人民裁判所裁判官評議会は、2017年、訴訟用の書式に関する議決3件(民事訴訟、行政訴訟、刑事訴訟)を発行した<sup>10</sup>。

最高人民裁判所総括報告書によれば、その中には、判決の質を向上させるために作成された判決書の書式があるとされている。また、最高人民裁判所は、裁判官や裁判所職員に対して、判決の書き方について研修を行っているとされている<sup>11</sup>。さらに、判例候補を提案するために裁判所の判決等の質的な向上をするという競争運動を開始し、判例候補を提案することを表彰の基準とする、といった取組みを行っているとのことである。

## 第3 判例制度の導入から現在までの問題点

最高人民裁判所総括報告書によれば、導入(2015年末)から現在(2021年)までの5年超の期間において、採択・公布をされた判例の件数が未だ少ないことが問題とされている。最高人民裁判所による分析によれば、具体的な要因は次のとおりである。

・ 多くの人民裁判所は、「判例の候補として提案できる判決、決定がない」として、 ほとんど判例の候補を提案しなかった。判例の候補を提案したのは、ハノイ市、ハ ティン省、ダクラク省、クアンニン省の省級人民裁判所などのみであった。

さらに、改正判例手続議決では、県級までの各級人民裁判所に対して判例候補を提案する権限を委ねたにもかかわらず、最高人民裁判所に判例の候補を提案した県級人民裁判所はなかった。

- ・ 多くの裁判所の判決は、判例の候補になるための標準性(議決2条:判例選定基準)を有しないものであった。下級審の判決には、「裁判所の認定」部分の立論が緻密さに欠け、脈絡が明確でなく、曖昧かつ不明確であったり、書き方の誤りが多く存在していたり、又は判例の候補になれないほど事件に関する他の問題の取扱いについて説得力が低かったり、というような問題があった。
- ・ 判例に関する作業に積極的に取り組んでいる専門家、学者、実務者は未だ少なく、

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 民事訴訟の諸書式の発行に関する2017年1月13日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第01/2017/NQ-HÐTP 号, 行政訴訟の諸書式の発行に関する2017年1月13日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第02/2017/NQ-HÐTP 号, 刑事訴訟法に基づく刑事事件裁判,法的効力を有する判決,決定の再検討の段階における諸書式の発行に関する 2017年9月19日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第05/2017/NQ-HĐTP 号。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 判決の書き方に関連して、プロジェクト活動を通じて 2009年に「SŐ TAY VIẾT BẢN ÁN (判決書マニュアル)」が発行されている。

日本語版については、https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/index.html よりDL可能。これに関連した活動例として、「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」時における北・中・南部におけるセミナー(2013年)、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」時におけるセミナー(2019年、2020年)がある。

多くの者は関心を持っていない状況にある。判例の候補の提案を依頼しても,数人の 専門家、学者のみが提案した状況であった。

- ・ 判例の選定手続が未だ厳格であることも、公布された判例の件数が少ない原因である。すなわち、判例についての考え方が未だ厳格であり、判例の候補である判決・決定の内容及び形式が標準的でなければならないとされている。また、いくつかの判決に関しては、そこで扱われた法的問題が複雑である一方、調整する法規範の内容が不明確であり、異なる理解の仕方ができるため、判例諮問評議会の意見を聴取する際や裁判官評議会で討論する際に、意見が統一できなかった。
- ・ 判例の引用の仕方について案内されたにもかかわらず、下級審裁判所の判決等で、 各裁判所の判例の引用は統一されておらず、多くの裁判官が判決・決定で判例を引用 しなかった(ただし、判例における事件の解決策に基づいて審理はされているようで ある。)。

## 第4 判例制度の発展のための今後の方策

最高人民裁判所総括報告書によれば、今後は、採択・公布される判例の件数を増やしていくことが目標とされている。具体的には、次のような方策により、上記課題を解決していく見込みである。

- ・ 各裁判所が、判例候補を提案するように、指導活動をより積極的に行うこととする。毎年、各省級人民裁判所、各高級人民裁判所、最高人民裁判所に所属する各関連部局は、判例候補を最低1件提案しなければならない<sup>12</sup>。また、最高人民裁判所は、判例として選定された判決等を下した裁判所、裁判官及び判例として選定された判決等を提案した裁判所に所属する者のみならず、その他の組織、個人を表彰する。
- ・ 判例の発展に関心を持っている専門家,学者,実務者と緊密な連携関係を築き,適 用する判例が未だない裁判実務において生じた法的問題を調査し,研究する。
- ・ 判例選定手続をより簡易・略式に取り扱い、判決・決定の「標準性」について厳格にしないように、適宜に改正等を行う。
- ・ 判例選定の基準を満たすようにどのように立論を構成するのかという、判決・決定 の書き方についての案内を判決書の書き方についての研修に取り入れる。
- ・ 裁判所に所属する者のみならず、その他の組織、個人の参加を募るために、最高人 民裁判所の判例専用ホームページ及び人民裁判所雑誌の活動を活発化し、判例の適 用、引用について意見交換できるフォーラムを開催する。

(続)

 $<sup>^{12}</sup>$  2021年8月13日付文書にて、最高人民裁判所副長官から、各裁判所長官等宛に、判例提案に関する指示がなされている。